

令和4年(2022年)12月7日

事業者各位

枚方市 総務部 契約課

建設業法施行令改正に伴う基準の見直しについて

令和4年11月18日付けで、特定建設業の許可が必要となる下請代金額及び監理技術者等の専任を要する請負代金額の引上げ等を行う建設業法施行令の一部を改正する政令が公布されたところです。

ついては、この趣旨を踏まえ、枚方市では下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。なお、新たな取扱いは、令和5年1月1日以降に契約締結する案件から適用し、それ以前に契約締結している案件は、経過措置として、現行の取扱い（建設業法施行令一部改正前の取扱い）を継続することとします。

記

1. 監理技術者等及び現場代理人の専任等の基準について

【現行：令和4年12月31日までに契約締結したもの】

契約金額（税込）	主任技術者又は監理技術者	現場代理人	営業所専任技術者の工事への配置
3,500万円以上 (建築7,000万円以上)	専任	常駐・専任	不可
建築3,500万円以上 7,000万円未満	専任を要しない他の 工事との兼任可		専任を要しない他の 工事との兼任可
3,500万円未満			

【改正：令和5年1月1日以降に契約締結するもの】

契約金額（税込）	主任技術者又は監理技術者	現場代理人	営業所専任技術者の工事への配置
<u>4,000万円以上</u> (<u>建築8,000万円以上</u>)	専任	常駐・専任	不可
<u>建築4,000万円以上</u> <u>8,000万円未満</u>	専任を要しない他の 工事との兼任可		専任を要しない他の 工事との兼任可
<u>4,000万円未満</u>			

2. 発注時に特定建設業の許可を求める案件の一定基準について

【**現行**：令和4年12月31日までに契約締結したもの】

予 定 価 格	特定建設業の許可
概ね7,000万円以上	原則、特定建設業の許可を求める。 (工事の性質や内容等により、上記以外の取扱いを行う場合あり)
概ね7,000万円未満	原則、特定建設業の許可を求めない。 (工事の性質や内容等により、上記以外の取扱いを行う場合あり)

※ 建設業法施行令（一部改正前）における監理技術者の配置を必要とする下請契約の請負代金額（下請合計金額）：4,000万円以上（建築6,000万円以上）

【**改正**：令和5年1月1日以降に契約締結するもの】

予 定 価 格	特定建設業の許可
概ね8,000万円以上	原則、特定建設業の許可を求める。 (工事の性質や内容等により、上記以外の取扱いを行う場合あり)
概ね8,000万円未満	原則、特定建設業の許可を求めない。 (工事の性質や内容等により、上記以外の取扱いを行う場合あり)

※ 建設業法施行令（一部改正後）における監理技術者の配置を必要とする下請契約の請負代金額（下請合計金額）：4,500万円以上（建築7,000万円以上）

以上

問い合わせ先

総務部 契約課 工事担当
電話：072-841-1345